

令和元年台風第19号災害における 被災者生活再建支援制度の申請受付について

1 被災者生活再建支援制度とは

「令和元年台風19号災害」により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、生活の再建を支援するために支援金を支給するものです。

2 制度の対象となる世帯

- ① **全壊**世帯・・・り災証明書の区分が「**全壊**」の世帯
- ② **解体(滅失)**世帯・・・住宅を**解体(滅失)**した、り災証明書の区分が「**大規模半壊**」か「**半壊**」の世帯
- ③ **大規模半壊**世帯・・・り災証明書の区分が「**大規模半壊**」の世帯

3 申請に必要な書類

① 基礎 支援 金	<p>【全ての世帯で必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書（所定のもの） ② 住民票原本等（世帯全員・続柄入りのもの。ただし、申請書に世帯主のマイナンバーを記入した場合は、住民票の添付が不要になります。） ③ り災証明書の原本 ④ 世帯主の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人「ヨミガナ」が印刷された部分） <p>【住宅を解体（滅失）した、り災証明書の区分が「大規模半壊」か「半壊」の世帯】</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 滅失登記簿謄本（法務局で発行）、又は、解体確認依頼書（市所定のもの） 		
② 加算 支援 金	<p>生活の再建方法（住宅の建設・購入、補修、賃貸）に応じて、準備が整い次第ご申請ください。なお、加算支援金の「賃貸」について、公営住宅は対象外です。</p> <p>【全ての世帯で必要なもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 契約書の写し（住宅の建設・購入、補修、賃貸が分かるもの） ※⑥をご持参いただき、窓口で申請書をご記入ください。 <p style="text-align: center;">◆契約書に最低限必要な記載内容◆</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【建設・購入、補修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 注文者、請負者双方の記名押印 ・ 工事施工場所 ・ 契約金額 ・ 工期 ・ 工事内容 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【賃貸（公営住宅を除く）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 賃貸人、賃借人双方の記名押印 ・ 賃貸場所 ・ 賃料（無償は対象外） ・ 賃貸借期間 ・ 契約内容（居住目的であること） </td> </tr> </table>	<p>【建設・購入、補修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 注文者、請負者双方の記名押印 ・ 工事施工場所 ・ 契約金額 ・ 工期 ・ 工事内容 	<p>【賃貸（公営住宅を除く）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 賃貸人、賃借人双方の記名押印 ・ 賃貸場所 ・ 賃料（無償は対象外） ・ 賃貸借期間 ・ 契約内容（居住目的であること）
<p>【建設・購入、補修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 注文者、請負者双方の記名押印 ・ 工事施工場所 ・ 契約金額 ・ 工期 ・ 工事内容 	<p>【賃貸（公営住宅を除く）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 ・ 賃貸人、賃借人双方の記名押印 ・ 賃貸場所 ・ 賃料（無償は対象外） ・ 賃貸借期間 ・ 契約内容（居住目的であること） 		

4 申請窓口

窓 口：足利市被災者生活再建支援金受付窓口（市役所本庁舎6階） TEL 0284-20-2118
受付時間：土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分

※申請書の受付から交付までは、数か月がかかります。（書類不備がある場合は、それ以上かかることがあります。）支援金の交付が決定した際は、振込み時期等の記載がある通知文が郵送で届きます。

裏面もご確認ください

被災者生活再建支援制度

—生活再建のための支援金を申請により受けることができます—

制度の対象となる世帯

「全壊 世帯」

り災証明書の区分が「全壊」の世帯

「解体(滅失) 世帯」

住宅を解体(滅失)した、り災証明書の区分が「大規模半壊」か「半壊」の世帯

「大規模半壊 世帯」

り災証明書の区分が「大規模半壊」の世帯

① 基礎支援金の支給 (住宅の被害程度に応じて、世帯に支給する支援金)

※住宅の再建方法が決まっていなくても、基礎支援金を申請することができます。

申請期間: 令和3年11月11日まで

100万円

〔1人世帯の場合は
75万円〕

100万円

〔1人世帯の場合は
75万円〕

50万円

〔1人世帯の場合は
37.5万円〕



② 加算支援金の支給 (住宅の再建方法に応じて、世帯に支給する支援金)

※公営住宅に入居の場合は、その後の再建状況に応じて支給されます。

申請期間: 令和4年11月11日まで

建設・購入した場合

200万円

〔1人世帯の場合は
150万円〕

補修した場合

100万円

〔1人世帯の場合は
75万円〕

民間住宅を賃借した場合

50万円

〔1人世帯の場合は
37.5万円〕

※補修後に建設・購入への追加加算は原則不可

その後、建設・購入や補修を行った場合

※例

自宅が全壊し、公営住宅に入居。
その後、民間住宅を賃借した後、
自宅を購入した場合(2人世帯)

- ① 基礎支援金100万円
- ② 加算支援金50万円+150万円
- ① + ② = 300万円

建設・購入

+150万円

〔1人世帯の場合は
+112.5万円〕

補修

+50万円

〔1人世帯の場合は
+37.5万円〕